

あけまして
おめでとう
ございます



W
Power Alliance Tax Accountants Office
PA Certified Public Tax Accountants Office
パワースタリオンズ税理士事務所
News

編集 発行人

パワースタリオンズ税理士事務所
税理士 若杉 治
〒151-0073
東京都渋谷区笹塚3-37-1
第1花井ビル2F
TEL 03(5365)4744(代)
FAX 03(5365)4745
E-mail info@wakasugi.zei-mu.net

1月

(睦月) JANUARY

1日・元日 8日・成人の日

日	月	火	水	木	金	土
・	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31	・	・	・

ワンポイント 同一生計配偶者

平成29年度税制改正で配偶者控除が見直され、「控除対象配偶者」(納税者と生計を一にする配偶者で合計所得金額が38万円以下)が、30年分以後の所得税から「同一生計配偶者」に名称変更するとともに、同一生計配偶者でも納税者の合計所得金額が1千万円超の場合は、配偶者控除の適用ができなくなりました。

1月の税務と労務

- 国 税 / 給与所得者の扶養控除等申告書の提出
本年最初の給与支払日の前日
- 国 税 / 報酬、料金、地代、家賃等の支払調書の提出
1月31日
- 国 税 / 源泉徴収票の交付、提出
1月31日
- 国 税 / 12月分源泉所得税の納付
1月10日
(納期の特例を受けている事業所の7~12月分は1月22日)
- 国 税 / 11月決算法人の確定申告
(法人税・消費税等)
1月31日
- 国 税 / 5月決算法人の中間申告
1月31日
- 国 税 / 2月、5月、8月決算法人の消費税の中間申告
(年3回の場合)
1月31日
- 地方税 / 固定資産税の償却資産に関する申告
1月31日
- 地方税 / 給与支払報告書の提出
1月31日
- 労 務 / 労働保険料の納付(第3期分)
1月31日
(労働保険事務組合委託の場合2月14日まで)

信用保証協会

1 信用保証協会とは

中小企業にとって融資を受ける際に利用をする機会の多い信用保証協会。どのようなものか再度確認しておきましょう。

信用保証協会とは、信用保証協会法に基づき、中小企業・小規模事業者の金融円滑化のために設立された公的機関です。事業者が金融機関から事業資金を調達する際に、信用保証協会は「信用保証」を通じて、資金調達をサポートしています。四十七都道府県と四市（横浜市、川崎市、名古屋市、岐阜市）にあり、各地域に密着した業務を行っています。

2 利用するメリット

(1) 融資枠の拡大を図ることができます。
取引金融機関のプロパー融

資と保証付融資の併用により、融資枠の拡大を図ることができます。

(2) ニーズに合わせた保証制度の利用が可能。
ニーズに応じた様々な保証

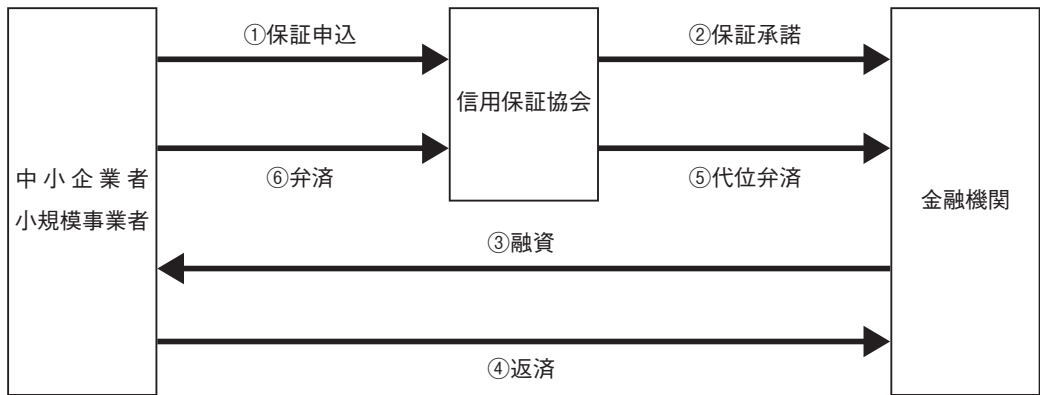
(3) 長期借入れの利用が可能。
長期の借入れに対応した保証制度が準備されています。

(4) 原則として、法人の場合の代表者以外の連帯保証人、個人事業者の場合の保証人の必要がありません。

(5) 不動産担保がなくても利用ができます。

3 信用保証制度の仕組み

信用保証制度は、基本的に「中小企業・小規模事業者」「金融機関」「信用保証協会」の三者が当事者であり、下記の図の通りとなっています。



①保証申込

信用保証協会あるいは金融機関の窓口経由で申込みます。

②保証承諾

信用保証協会は、事業内容や経営計画などの検討検証を行い、保証の可否を決めて金融機関に報告します。

③融資

保証承諾後、信用保証書の交付を受けた金融機関が融資します。

④返済

融資を受けた中小企業者・小規模事業者は返済条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。

⑤代位弁済

融資を受けた中小企業者・小規模事業者が何らかの事情で返済が不能となった場合には、信用保証協会が借入金を金融機関へ弁済します。

⑥弁済

中小企業者・小規模事業者は信用保証協会へ弁済します。

4 利用可能な事業者

(1) 企業規模（資本金・従業員数）

業種	資本金	従業員数
製造業など (建設業・運送業・不動産業を含む)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業・飲食業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業／情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下
医業を主たる事業とする法人	—	300人以下

(2) 業種
 資本金または常時使用する従業員数のいずれか一方が、次に該当する事業者が対象（個人事業主の場合には、常時使用する従業員数が該当すれば対象）となります。

農林漁業や金融業など一部の業種以外のほとんどの商工業の業種について利用が可能です。また、許認可・届出等を要する事業を営んでいる（または、営む）場合には、当該事業に係る許認可等を受け

ている（または、受ける）ことが必要となります。

(3) 区域・業歴

原則として、各信用保証協会の管轄区域で事業を営んでいる必要があります。申込先の信用保証協会が管轄する都道府県（市）において事業実態があることが条件です。また、保証制度によって要件として業歴が定められている場合があります。

5 資金使途

保証の対象となる資金は、事業経営に必要な資金（運転資金及び設備資金）に限られています。

6 保証限度額

中小企業・小規模事業者一人に係る保証限度額は、中小企業信用保険における普通保険の限度額二億円（組合四億円）と無担保保険の限度額八千万円（組合も同額）を合わせた二億八千万円（組合四億八千万円）となっています。これら一般保証に係る保証限度額とは別枠で、中小企業信用保険の特例措置等に

基づき各種の政策目的により創設された別枠保証に係る限度額が設けられています。

7 信用保証料

信用保証を利用する対価として、中小企業・小規模事業者は信用保証料を支払う必要があります。

信用保証料は、中小企業・小規模事業者の信用保証委託に依る対価であり、中小企業信用保険の信用保険料や経費等、制度運営上必要な費用に充当するものです。このため、信用保証料は保険料ではなく、信用保証協会による代位弁済が行われた場合には、中小企業・小規模事業者から信用保証協会へ弁済する必要があります。

8 信用保証料率

信用保証料の料率は、中小企業・小規模事業者の財務状況などを考慮し、原則として九つの料率区分に分類されています。担保の提供がある場合や会計参与設置会社である場合等には、割引を行っています。

冬季オリンピック・パラリンピック

今年の2月、韓国の平昌(ピョンチャン)で冬季オリンピックが、さらに3月には冬季パラリンピックが開催されます。

1896年、古代オリンピックを基として近代オリンピックが始まりました。それから28年後の1924年に、第1回冬季大会がフランスのシャモニー・モンブランで開催されたのです。

夏季大会が始まってからのこの28年の間に、どのような動きがあり、冬季大会が誕生したのでしょうか。

そもそもスキーやスケートは冬の間、雪と氷に閉ざされる地方で、交通・輸送の手段として考案された用具が、近代になってスポーツとして活用されたものでした。

スケートは運河が凍るオランダから欧米諸国に伝わり、フィギュア・スピード・アイスホッケーを生み出しました。一方スキーは、北欧で距離とジャンプのノルディッ

ク種目が、少し遅れてアルプスを抱える中欧各地で滑降のアルペン種目が生まれました。その後、室内人工スケートリンクが登場したことにより、季節を問わずスケート競技を行える環境ができ、夏季大会にフィギュアスケートやアイスホッケー競技が加わりました。

以降、「冬季大会」開催への流れが強くなり、シャモニー・モンブラン大会が開かれたのです。しかし、これはあくまでも「試験的に」行われた大会であり、開催時はオリンピック大会としては認められていませんでした。大会の大成功を受け、翌年のIOC総会においてシャモニー・モンブラン大会を第1回冬季大会と追認したそうです。

この時から93年が経ち、今年の平昌大会は第23回を数えます。

オリンピックは2月9日から2月25日までの17日間、パラリンピックは3月9日から3月18日までの10日間行われます。

皆既月食

この1月、日本全国で皆既月食が見られるそうです。平成27年4月以来、約2年10ヶ月ぶりのことです。

月は太陽光を反射して輝いています。月食とは、太陽-地球-月が一直線に並んで、月が地球の影に入ることによって暗くなり、まるで月が欠けてしまったかのように見える現象です。この際、月の一部分だけが影の中に入ると「部分月食」、すべてが影の中に入ると「皆既月食」となります。

皆既月食になると、月が影の中に完全に入り込むため、まったく見えなくなってしまうように思われますが、そうではありません。太陽光の中の赤い光が屈折し、影の中に入り込みます。このかすかな光が月面を照らすため、皆既中の月は赤黒く見えるのだそうです。

今回の皆既月食は、1月31日から2月1日にかけて見られます。各地でぜひ観察なさってみてください。

七草粥

せり・なずな・ごぎょう・はこべら・ほとけのざ・すずな・すずしろ。

一月七日の朝、この「春の七草」を使ったお粥を頂き、お正月のご馳走で疲れた胃腸をいたわります。

そもそも中国の唐の時代、一月七日の「人日(じんじつ)の日」に七種の若草を入れた汁物を食べる風習が奈良時代に日本

へ伝わり、一年の初めに若菜から生命力を頂く「若菜摘み」や、七種の穀物で作る「七草粥」の風習と結びつきました。そして江戸時代に一月七日が五節句のひとつ「人日の節句」に定められると、人々の間に定着していったそうです。

七草粥で体調を整え、元気に一年を始めたいものですね。